福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」 着ぐるみ使用規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、イベント等において福島県の地球環境保全のキャラクター「エコ たん」の着ぐるみを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。
- 2 使用対象となるイベント等は、ふくしまエコイベント(環境に配慮したとして県が認定したイベント)とする。

(貸与機関及び貸与物品)

- 第2条 貸与機関等は以下のとおりとする。
 - 一 福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」の着ぐるみ

一				
機関名	連絡先	貸与物品	数量	
福島県	住所 〒960-8670	・本体	1式	
生活環境部	福島市杉妻町2番16号	・バッテリー1式(2台)		
環境共生課	電話 024-521-7813	(1 台約 90 分稼働)		
	FAX 024-521-7927	・バッテリーバッグ		
	メール	・操作補助棒		
	kyousei@pref.fukushima.lg.jp	・保冷剤ポケット付きベスト		
		・ブルーシート(床敷用)		
		・消臭・殺菌スプレー		
		・乾燥剤 (2個)		
		・収納袋		
		・取扱説明書		

(使用承認申請)

第3条 物品を使用する者は、貸与機関に物品の在庫状況を確認の上、あらかじめ、物品使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、福島県生活環境部環境共生課(以下「県」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸与の許可)

- 第4条 県は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、物品の使用を許可する。
 - 一 福島県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - 二 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - 三 営利目的の活動に使用するとき。
 - 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - 五 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与 えるおそれのあるとき。
 - 六 その他、県が物品の使用について不適当であると認めるとき。
- 2 前項の許可は、物品使用許可書(様式第2号)をもって行う。

(物品の受領)

第5条 許可を受けた者は、物品を受け取るとき、受領書(様式第3号)を県に提出して物品を受け取る。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 許可された用途のみに使用すること。

- 二 許可を受けた者は、物品を県から直接受け取り、直接返納することを原則とすること。やむをえず業者等に運搬を依頼する場合、費用は許可を受けた者の負担とする。
- 三 使用期間を遵守すること。
- 四 物品返却時には、物品の使用状況がわかる写真等を提出すること。
- 五 その他、県が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条 許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この 規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。こ の場合、許可を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(物品の返納)

- 第8条 許可を受けた者は、許可された使用期間内に、当該物品を県に返納しなければならない。
- 2 県は、物品の返納を受けたときは、当該物品を検査し、異常を認めないときは許可を受けた者に受領書を返付する。

(原状復帰)

- 第9条 物品を汚損又は破損した場合は、許可を受けた者の責任と負担により、原状に 復さなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、県が、物品の原状復帰を求めたときは、許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第10条 物品の使用により、許可を受けた者が被った被害に対しては、県は一切その 責めを負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、物品の取扱いに係る必要な事項は、県が別に定める。

附則

- この規程は、平成22年7月1日より施行する。
- この規程は、平成26年12月11日より施行する。
- この規定は、平成27年11月5日より施行する。
- この規定は、令和3年7月15日より施行する。
- この規定は、令和6年6月11日より施行する。

物品使用申請書

令和 年 月 日

福島県環境共生課長

申請者 住所 (所在地) 氏名 (名称及び代表者名)

下記のとおり、物品を使用したいので申請します。

記

1 借受申請物品

物品名:

数 量:

- 2 使用目的
- 3 使用場所
- 4 使用期間
- 5 連絡先(担当者、電話番号、メールアドレス)
- 6 添付書類(使用イベント等の概要がわかるパンフレット、実施要領、予算書等)
- 7 ふくしまエコイベントの認定状況

認定済み (環共第 号)・ 申請中

号 第 年 月 日 令和

物品使用許可書

様

福島県環境共生課長

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり許 可します。

記

- 1 物品使用申請書の申請内容どおりに使用すること。2 福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」着ぐるみ使用規程を遵守するこ
- 3 別紙「福島県の地球環境保全のキャラクター『エコたん』着ぐるみの使用上の注意」 に従って使用すること。

受領書

令和 年 月 日

福島県環境共生課長

住所 申請者 氏名(名称及び代表者名)

使用申請した下記の物品について、確かに受け取りました。使用規定を遵守し、許可された使用期間内に、県に返納します。

記

物品名 数 量